

「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業
平成28年度施策実施状況報告書

宮崎県日向市

「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業
平成28年度 施策実施状況報告書

目次

| | | |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 作成の趣旨 | 1 |
| 2 | 本報告書の構成 | 1 |
| 3 | 基本理念 | 1 |
| 4 | 基本目標 | 2 |
| 5 | 基本計画の体系 | 2 |
| 6 | 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進 | 3 |
| | （1）男女共同参画配慮度評価とは | 3 |
| | （2）評価方法及び内容 | 3 |
| | （3）平成28年度施策事業実施担当課評価 | 4 |
| 7 | 施策の評価（重点的に取り組むこと） | 6 |
| | （1）男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実 | 6 |
| | （2）「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実 | 7 |
| | （3）男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し | 8 |
| | （4）人権尊重を踏まえた心身の健康支援 | 9 |
| | （5）女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備 | 10 |
| | （6）「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実 | 12 |
| | （7）多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備 | 14 |
| | （8）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | 16 |
| | （9）男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進 | 18 |
| | （10）男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備 | 20 |
| 8 | 関連施策・事業の数値目標 | 21 |
| 9 | 総合評価 | 24 |

平成28年度施策実施状況報告書について

1 作成の趣旨

この報告書は、「日向市男女共同参画推進条例（平成20年4月1日施行）」第24条に基づき、「日向市男女共同参画プラン」の施策の推進状況を明らかにし、公表するものです。

2 本報告書の構成

「日向市男女共同参画推進条例」の7つの理念に基づき、家庭・地域・職域・学校などあらゆる分野において男性も女性も個性と能力を十分に生かし、生き生きと暮らすことができる「男女共同参画社会」に向けた実施概要と成果を10の「重点的に取り組むこと」ごとにまとめました。

3 基本理念

「日向市男女共同参画推進条例」には、男女共同参画の形成について、7つの基本理念が規定されています。これらの基本理念に基づいて取組を進めることにより、性別にかかわらず全ての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- 全ての人の人権の尊重（第3条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- 多様な活動に参画する機会の確保（第6条）
- 性の尊重に基づく健康への配慮（第7条）
- 教育における配慮（第8条）
- 国際理解及び国際協力（第9条）

4 基本目標

男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・地域・職域・学校その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指して次の3つの基本目標を定めます。

- 「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画意識の^{かん}涵養
- 性別にかかわらず多様な生き方の選択を可能にする生活環境の充実
- 男女の共同参画による多様性に富んだ活力ある地域づくりの推進

5 基本計画の体系

○重点的に取り組むこと

- (1) 男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実
- (2) 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実
- (3) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
- (4) 人権尊重を踏まえた心身の健康支援
- (5) 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
- (6) 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実
- (7) 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備
- (8) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (9) 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進
- (10) 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

6 「男女共同参画配慮度評価」による計画の推進

(1) 男女共同参画配慮度評価とは

「第4次日向市男女共同参画プラン」を実効性のあるものとするため、市の施策について、男女共同参画の視点からの配慮の度合いを評価します。

担当課評価として、各課は担当課施策等の企画・立案、実施後の状況について、男女共同参画の視点からの取組に対する配慮の度合いを評価し、その結果に基づき職員の意識改革に努め、次年度以降、更に男女共同参画に配慮した事業の推進を図ります。

(2) 評価方法及び内容

①担当課評価

○事業の評価

プランに掲載した169事業を対象に、施策の企画・立案、実施後の状況について男女共同参画の視点に立った担当課評価を実施しました。

実施後の状況については、「チェックポイント5項目」に基づき、評価を実施しました。評価については、項目ごとに、①達成できた ②ほぼ達成できた ③達成できたとはいえない ④達成できなかった ⑤非該当 の5段階で評価しました。

| | |
|-------------|--|
| チェックポイント5項目 | 1 事業の企画・立案・実施に当たり、男女双方の意見を聞き、男女の視点が施策に盛り込まれるようにしたか。 |
| | 2 事業の内容が、「男だから」「女だから」という性別を理由とした役割分担等にとらわれないものとなっていたか。 |
| | 3 男女にとって、また、様々な立場の人（障がい者、子どもを持つ人等）にとって、利用・参加しやすいような配慮をしていたか。 |
| | 4 広報、チラシなどのイラスト、言葉、文章について男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫したか。 |
| | 5 事業の効果が男性、女性それぞれに寄与したか。 |

| 評価（達成度） | 点数 | 目安 |
|---------------|----|------------|
| ア 達成できた | 4 | 達成状況が9割以上 |
| イ ほぼ達成できた | 3 | 達成状況が6～8割 |
| ウ 達成できたとはいえない | 2 | 達成状況が3～5割 |
| エ 達成できなかった | 1 | 達成状況が2割以下 |
| オ 非該当 | 0 | 該当しない項目である |

②男女共同参画担当課（地域コミュニティ課）による内部評価

③日向市男女共同参画行政推進会議・幹事会での内部評価

④日向市男女共同参画推進審議会での外部評価

(3) 平成28年度施策事業実施担当課評価

ア.「第4次日向市男女共同参画プラン」の関連事業169事業について、事業実施担当課が「チェックポイント5項目」に基づき、評価を行った結果は次のとおりです。

「達成事業数」は、担当課が「ア達成できた」「イほぼ達成できた」と評価した事業数です。

| | チェックポイント5項目 (男女共同参画の視点での 実施と工夫内容の点検) | 平成24年度 達成事業数 (達成率) | 平成25年度 達成事業数 (達成率) | 平成26年度 達成事業数 (達成率) | 平成27年度 達成事業数 (達成率) | 平成28年度 達成事業数 (達成率) |
|---|---|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 事業の企画・立案・実施に当たり、男女双方の意見を聞き、男女の視点が施策に盛り込まれるようにした。 | 73事業 (65.2%) 73/112事業 | 102事業 (77.9%) 102/131事業 | 99事業 (76.7%) 99/129事業 | 116事業 (79.5%) 116/146事業 | 107事業 (74.3%) 107/144事業 |
| 2 | 事業の内容が、「男だから」「女だから」という性別を理由とした役割分担等にとらわれないものとした。 | 108事業 (80.0%) 108/135事業 | 136事業 (88.9%) 135/153事業 | 139事業 (91.4%) 139/152事業 | 147事業 (93.6%) 147/157事業 | 141事業 (90.4%) 141/156事業 |
| 3 | 男女にとって、また、様々な立場の人(障がい者、子どもを持つ人等)にとって、利用・参加しやすいような配慮をした。 | 71事業 (60.7%) 71/117事業 | 109事業 (79.0%) 109/138事業 | 116事業 (85.3%) 116/136事業 | 114事業 (83.8%) 114/136事業 | 116事業 (83.5%) 116/139事業 |
| 4 | 広報、チラシなどのイラスト、言葉、文章について男女共同参画に配慮した表現となるよう工夫した。 | 63事業 (60.0%) 63/105事業 | 83事業 (71.6%) 83/116事業 | 83事業 (70.3%) 83/118事業 | 99事業 (76.2%) 99/130事業 | 91事業 (72.2%) 91/126事業 |
| 5 | 事業の効果が男性、女性それぞれに寄与した。 | 101事業 (74.3%) 101/136事業 | 136事業 (88.8%) 136/153事業 | 142事業 (91.6%) 142/155事業 | 141事業 (89.8%) 141/157事業 | 138事業 (87.3%) 138/158事業 |

※ ()内は総事業のうちの割合(非該当を除く。)

イ、「第4次日向市男女共同参画プラン」の関連事業169事業について、事業実施担当課が、基本計画の体系（重点的に取り組むこと）別に、男女共同参画配慮度の評価を行った結果は次のとおりです。 ※事業については、複数の体系（重点的に取り組むこと）にまたがっているものがあるため、合計事業数は169事業となりません。

(単位 %)

| 重点的に取り組むこと | 担当課数 | 事業数 | 平成24年度 達成率 | 平成25年度 達成率 | 平成26年度 達成率 | 平成27年度 達成率 | 平成28年度 達成率 |
|--|------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| (1) 男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実 ※プランP11～P12 | 6 | 11 | 64.5 | 80.7 | 83.8 | 76.0 | 75.6 |
| (2) 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実 ※プランP13～P14 | 5 | 5 | 55.8 | 74.3 | 77.3 | 79.5 | 82.0 |
| (3) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し ※プランP15～P16 | 7 | 11 | 71.7 | 79.3 | 80.9 | 85.1 | 86.5 |
| (4) 人権尊重を踏まえた心身の健康支援 ※プランP17～P18 | 5 | 14 | 67.4 | 84.7 | 85.8 | 85.3 | 84.2 |
| (5) 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備 ※プランP19～P26 ※DV防止計画 P49～P58 | 14 | 59 | 59.0 | 81.9 | 83.4 | 85.2 | 86.2 |
| (6) 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実 ※プランP27～P28 | 7 | 16 | 62.2 | 76.7 | 75.2 | 77.7 | 73.4 |
| (7) 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備 ※プランP29～P31 | 11 | 24 | 67.6 | 79.0 | 80.4 | 81.3 | 81.7 |
| (8) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ※プランP32～P33 | 7 | 14 | 70.6 | 76.5 | 78.5 | 82.4 | 85.2 |
| (9) 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進 ※プランP34～P35 | 10 | 15 | 74.2 | 77.7 | 75.1 | 76.4 | 78.6 |
| (10) 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備 ※プランP36～P37 | 2 | 8 | 79.2 | 88.0 | 88.5 | 91.7 | 93.8 |

7 施策の評価（重点的に取り組むこと）

（1）男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実

（第4次日向市男女共同参画プラン P11～P12）

男女共同参画社会の形成に向けては、市民一人ひとりの男女共同参画意識の涵養を図る取組が基盤であり、教育・学習が果たす役割は極めて重要です。

本市においては、家庭・地域・職域・学校などの様々な分野において、相互の連携を図りつつ、性別や年齢にかかわらず、生涯にわたり男女共同参画社会について、教育・学習の機会を提供するとともに、その内容の充実を図りました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 男女共同参画意識啓発事業

男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会主催で各種啓発事業を開催した。

| 講座等 | 回数 | 参加者 |
|-----------------------------|----|------|
| 基礎講座（男女共同参画、子育て、ハラスメント講座等） | 5回 | 74人 |
| 男女共同参画体験型事業（料理教室、ケアメン養成講座等） | 5回 | 70人 |
| 男女共同参画の視点に立った地域づくり講座 | 1回 | 11人 |
| 日向ひまわりフォーラム講演会 | 1回 | 70人 |
| 出前講座（富島高校、日向ひまわり支援学校での職員研修） | 2回 | 110人 |

2. 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

自主学級活動の中で、男女共同参画の内容を含む人権問題をテーマに学習した。

学級の種類：家庭教育学級（28学級）、女性学級（13学級）、高齢者学級（18学級）

3. メディア・リテラシー要請事業（※）

各学校のパソコン教室等において、ICT機器による情報の収集や発信の学習活動の際に、情報リテラシー、情報モラルについて指導した。

※メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力。メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【評価】

1. 市民に対する学習機会の提供については、関係課において、研修会、出前講座などを定期的に開催している。受講者の固定化や参加者数の伸び悩みが見られるものの、学校での出前講座を2回開催できたことは参加者確保への改善策として評価できる。

2. 学校現場における情報リテラシー、情報モラルについての指導は、男女の人権を尊重する意識の醸成において非常に重要であり、今後も継続して行う必要がある。

2 今後の方向性・検討事項

1. 男女共同参画の視点をもって事業等に取り組んでいただけるよう、引き続き出前講座の周知に努める（地域コミュニティ課）。

2. 家庭教育学級、高齢者学級とも女性の登録が多いが、男性が参加しにくい雰囲気もあるため、学習計画作成の際、男性が参加しやすいメニューを考える（文化生涯学習課）。

(2) 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

(第4次日向市男女共同参画プラン P13～P14)

私たちの暮らしの中に、性別に起因する偏見や差別は、依然として根深く存在しています。このような現状を踏まえ、市民に対する啓発を推進し、人権に関する教育・学習の内容に「男女の人権の尊重」の視点を取り入れるとともに、人権教育・人権学習を担うあらゆる主体、人材に、「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画概念についての理解を深める取組を推進しました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 人権教育推進事業

- ・人権・同和教育研修会 年4回、教職員を対象にした研修会を実施した。
(5月)小中学校管理職対象研修会 (8月)教職員や学校関係者対象研修会
(12月)教職員対象の人権・同和教育の取組についての報告会
(2月)管理職と社会科担当教員を対象に社会科での取組についての報告会

2. 障がい児の権利擁護の推進

2016日向市ふれあいフェスタの開催 開催日：9月11日 参加者約1,000人
あらかじめ募集したポスター原画の表彰を行ったほか、各団体によるパネル展示や点字等の体験コーナーを設けて、市民の文化向上と社会参加の促進を図った。

3. 人権講座講師の育成

- ・第33回日向市人権・同和教育研究大会 開催日：8月2日 参加者731人
- ・第34回日向市人権・同和問題市民講演会 開催日：12月15日 参加者290人
演題：「ひかり・HIKARI16」
講師：福永宅司さん(子どもの学び館代表取締役)
- ・人権について考える市民の集い 開催日：平成29年3月8日 参加者420人
演題：「転んだら、どう起きる」 講師：宇梶剛士さん
- ・人権・同和問題啓発講師団研修会 参加者延べ135人
(1回目)開催日：8月17日
演題「部落差別は現在(いま)」
講師：組坂幸喜さん(部落解放同盟筑後地区協議会書記長)
(2回目)開催日：平成29年2月14日
演題「水俣病事件 人間として尊厳を取り戻す闘い」
講師：川本愛一郎さん(水俣病患者家族)

【評価】

1. 人権に関する研修が毎年継続的に実施されている。今年度は、性同一性障害の当事者からの講話も開催されるなど、あらゆる差別を許さない、男女の人権を尊重する視点の育成に取り組んだことは評価できる。
2. 人権・同和問題啓発講師団研修会では、社会問題となっている部落差別や水俣病事件を取り上げ、人権問題を様々な視点から考える機会の提供がなされている。

2 今後の方向性・検討事項

1. 男女共同に特化した研修会を開催したわけではないが、性同一性障害の当事者からの講話等、あらゆる差別を許さない取組を行った。今後も継続して取組を充実させていきたい(学校教育課)。
2. 女性問題も重点課題であるため、テーマ選定を今後も継続していきたい(地域コミュニティ課)。

(3) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

(第4次日向市男女共同参画プラン P15～P16)

私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれに目的や経緯をもって生まれてきたものであり、性別にかかわらず、全ての人々の多様な生き方の選択に影響を及ぼしています。そのことへの認識を広く共有し、その阻害要因となっているものについての見直しを進める必要があります。

市民一人ひとりが、現行の制度や慣行が私たちの暮らしにどのような影響を及ぼしているのかについて気付くことが重要です。そのため、あらゆる機会において、男女共同参画についての確かな理解を定着させる広報や学習を行いました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 男女共同参画意識啓発事業

- ・男女共同参画週間（6月23日～29日）に、市役所でのパネル展やイオン日向店での街頭啓発を行った。
- ・男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会主催で体験型事業を行った。
演題：「ケアメン養成講座 やがて来る日を慌てずに迎えるために」
講師：高齢者あんしん課
開催日：11月25日 参加者9人

2. 人権啓発推進事業

男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しなどを課題として取り上げ、人権出前講座を開催した。（18回） 参加者 延べ342人

3. 家事・介護等体験講座の実施

東郷地域包括支援センター介護予防教室で男性向け料理教室を開催した。
参加者 延べ66人（うち男性45人）

4. 固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導、職場体験学習の実施

総合的な学習の時間を利用して、働くことの意味について考える学習を展開し、市内全小中学校（22校）で、企業と連携した出前授業を実施し、中学校では職場体験学習を実施した。

5. パパママ教室の実施

助産師が妊娠・育児について夫の役割を含めた講話及び個別相談を実施し、保健師が妊婦体験・沐浴実習や赤ちゃん訪問の紹介等を行った。

【評価】

1. 男女共同参画週間における各種啓発活動や出前講座等の開催は、男女共同参画についての理解を定着させる広報や学習につながる取組として評価できる。
2. 介護の分野においても、男性が主体的に関われるような講座が開催されており、慣行を見直すきっかけへの取組としても評価できる。
3. パパママ教室の開催や、学校現場における企業と連携した出前授業や職場体験学習への取組は、固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成につながるものといえる。

2. 今後の方向性・検討事項

1. 出前講座では、男女差別事例も報告しており、分かりやすい内容で相手の気持ち、行動を大切に事例を今後も紹介していきたい（地域コミュニティ課）。
2. 引き続き企業と連携して男女共同参画の視点にも立った出前授業や職場体験を実施する（学校教育課）。

(4) 人権尊重を踏まえた心身の健康支援

(第4次日向市男女共同参画プラン P17～P18)

性別にかかわらず、全ての人の尊厳が守られることは、「男女の人権の尊重」の視点から市民一人ひとりの暮らしの質の向上を目指す男女共同参画社会の基盤となるものです。

中でも一人ひとりの多様な生き方を支えるための重要な課題である心身の健康に関わる取組については、それぞれの性に関わる身体的特徴への理解を深める必要があります。全ての人が、その生涯を通して身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受することができるよう心身の健康に関する支援を行いました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 発達段階に応じた性教育の推進

市内全小中学校（22校）で、学級活動を中心に、年間3～5時間を性教育の指導と位置付けている。また、道徳の時間に男女仲良くすることなど、人との関わりについて学ぶように計画している。教職員の研修の中で、授業を通じた具体的な指導についても取り扱っている。

2. 健康づくりに対する意識の向上

母子保健に関する相談（妊娠・出産・子育て・予防接種など）に対し、個人個人にあった助言を行った。また、啓発ポスターを提示し妊娠届や出生届時に母子保健に関するリーフレットを渡すなど、健康に関する知識の普及に努めた。

3. 健康教育・相談体制の周知

- ・高齢者への健康教育 31回（参加者808人）
- ・健康相談 一般 135回（参加者135人）、精神保健福祉関係 9回（参加者9人）

4. 食生活改善推進事業

生活習慣病の予防や高齢者の低栄養予防を推進するための地区講習会を開催した。

- ・生活習慣病予防のための教室 6回（参加者 男性19人、女性84人）
- ・おやこ等食育教室 2回（参加者 大人60人、子ども115人）
- ・低栄養予防のための教室 18回（参加者 男性35人、女性332人）
- ・「健康まつり」での食育コーナーの実施
- ・高齢者世帯への配食の実施 参加者464人

5. 健康づくり推進事業

健康づくり推進員を各区に1人配置し各種活動を行った。（女性63人 男性29人）

- ・健康学習会、健康講座 ・健（検）診のPRや街頭キャンペーン
- ・夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会参加への協力 開催日：7月27日

【評価】

1. 市内全小中学校で性教育が位置付けられていることは、それぞれの性に関わる身体的特徴への理解を深める取組として評価できる。
2. 母子保健事業での「妊娠・出産・育児」に関する相談や助言は、生涯を通じた女性の健康支援につながる。健康づくり推進事業でも男女とも参加できる内容について工夫がなされている。

2 今後の方向性・検討事項

1. 各学校の年間指導計画等の改善が図れるように、各学校に対して指導助言を行い、関係機関との連携促進を図る。男女における性差別等の解消のための具体的な指導を依頼する（学校教育課）。
2. 年齢や性別に関係なく、健康に関する啓発・健康づくりの取組をさらに進めていくために、対象者の拡大を検討していく（いきいき健康課）。

(5) 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

(第4次日向市男女共同参画プラン P19～P26)

(日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画 P49～P58)

配偶者等からの暴力やセクシャル・ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、これらの暴力の背景には、社会全体として根強く残る男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係などがあり、個人の問題でなく社会の構造的な問題であるという認識が必要です。

本市では、「日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定していますが、「日向市男女共同参画プラン」と一体となって、女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶を目指し、暴力の防止と被害者救済に向けた様々な環境の整備に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 多様な機会をとらえた広報・啓発の推進

文化生涯学習課主催の人権講座において、DVをテーマにした講座を実施した。

開催日：11月17日

演題：「自分と相手を大切にするパートナーシップとは」

講師：黒田奈々さん（NPO法人ドロップインセンター理事長） 参加者70人

2. 「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）の周知

「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）に合わせた各種広報・啓発を行った。デートDVは若い世代への啓発が重要であるため、市立図書館と連携し、パネル展示や関連図書の紹介を実施するとともに、市フェイスブックでも紹介した。

（その他の活動）

○イオン日向店での街頭啓発 開催日：11月5日

○市立図書館でのデートDVに関するパネル展 開催日：11月12日～27日

○広報紙「さんぴあ」11月号への記事掲載

○女性に対する暴力をなくす運動週間講座 開催日：11月17日

3. 支援関係機関・団体の連携強化

市役所関係各課により構成されている連絡会議を開催し、相談体制に関する課題を協議しながら情報の共有を図った。DV相談には、コアチームを中心に複数の課で対応に当たった。

日向市DV対策庁内連絡会議 開催日：8月24日

4. 日向地区DVネットワーク会議の充実

関係機関の取組の実情の把握、及び連携のあり方の確認や情報の共有を図った。

日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議 開催日：5月10日

5. 消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応

消防（救急）機関におけるDVによる救急出場事案は、夫から妻への加害が2件、元交際相手からの加害が1件であり、受け入れ先医療機関に受傷状況を伝え、警察に通報した（負傷程度はいずれも軽症）。

6. 住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用（※）

住民基本台帳事務における支援措置制度を受けている人 76人

制度についての相談 月に5～6件

7. 医療保険制度の適切な運用

国民健康保険課窓口で人権侵害の内容を聞き取り、市民課窓口と連携して被害者の情報が加害者に伝わらないように日ごろから職員に周知し、体制を整えている。

医療機関での受診の記録である医療費通知（年6回）や服用している薬剤を記載したジェネリック医薬品差額通知書（年2回）について、市民課から支援措置情報を提供してもらい、その情報を基にして通知書の引き抜きなどを実施し、被害者の情報保護に努めた。

8. 地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進
要保護児童対策地域協議会の充実を図り、より地域に根ざした支援を行うために、日向市内の中学校区ごとに要保護児童対策地域協議会中学校校区部会を開催し、関係機関との連携を図った。
9. 生活保護等の援護制度の活用
生活保護の相談業務は、2人の面接相談員（嘱託員）体制で対応している。相談件数は、延べ401件で、DV事案も確認され、その都度地域コミュニティ課と同席の下で面接相談を行った。相談者の多くは複合的な問題を抱えており、老若男女様々であるため、十分に傾聴し、庁内関係課や庁外関係機関と連携して他法他施策の活用助言や市生活相談支援センター「心から」へのつなぎ、要保護世帯への申請支援を行っている。
10. 市営住宅への優先入居
夫又は他の男性からのDV、ストーカー行為を受けている女性からの市営住宅への入居相談を9件受けた。うちDV1件が入居した。

(参考) 本市でのDV相談件数と対応部署 ※延べ件数

| 相談対応部署 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|--------|--------|--------|--------|
| ①さんびあ相談室 | 12件 | 15件 | 13件 | 14件 |
| ②関係課（こども課、福祉課、高齢者あんしん課、建築住宅課、学校教育課、市民課、地域コミュニティ課） | 14件 | 15件 | 18件 | 18件 |

※さんびあ相談室での平成28年度相談件数は242件（DV、家庭、夫婦、健康の悩み等）そのうち、DV相談は上記の件数。

※住民基本台帳事務における支援措置制度：被害者の申出により加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票(除票を含む)の写し等の交付」、「戸籍の附票(除票を含む)の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する(拒否する)措置

【評価】

1. DV相談に関しては、複数の問題を抱えるケースが多く、関係部署も多岐にわたることがあるため、相談体制の整備を進め、連携強化を図っていることは評価できる。
2. 住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用により、関係機関、関係各課が連携し、情報の共有を図りながら、DV被害者の保護を最優先に取り組んでいる。
3. 女性の人権を侵害する行為に対して、その根絶に向けて取り組んでいるが、いまだに暴力を個人的な問題、家庭内の問題として捉えている意識も根強く、あらゆる世代での啓発や研修等が必要である。また、女性の社会進出に伴って、職場でのパワーハラスメントやマタニティハラスメントも問題視されており、その理解についての取組も継続して行っていく必要がある。

2 今後の方向性・検討事項

1. DV対策コアチーム（地域コミュニティ課・福祉課・こども課）において、DV相談事案に対する情報共有や支援の方向性の確認、継続的な支援の調整・連携等を行う（地域コミュニティ課、福祉課、こども課）。
2. 今後もDV（加害事故）について、慎重に対応し、疑い等があれば、関係機関への通報など連携を図っていく（消防本部）。
3. 関係機関、関係各課と連携、情報の共有を図り、被害者の保護を優先して取り組む。（市民課）
4. 通知の引抜を徹底するために複数職員により二重の確認をすることで誤送付の防止に努めた。課内、関係機関と情報の共有を強化し、被害者の保護を徹底する（国民健康保険課）。
5. 要保護児童対策地域協議会実務者会議の中に日向市内の中学校校区部会（6校区）を設置し、より地域に根差した支援を行う。プライバシーに配慮しながら、関係機関と情報共有を図り、支援体制を強化する（こども課）。

(6) 「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実

(第4次日向市男女共同参画プラン P27～P28)

男女共同参画社会の形成が目指す市民一人ひとりの多様な暮らしの質の向上に向けて、性別にかかわらず、働いている人が、それぞれの望む「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を可能にする環境の整備が求められています。

「仕事と家庭の調和」については、その前提として、性別や雇用・就業形態の違いにより、差別されることのない就業環境の整備が求められます。本市における就業のあらゆる分野において、「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と子育て支援等の生活環境の充実に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 働く女性の母性保護と母性健康管理の促進
日向市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則に基づき、母性保護及び母性健康管理に関する各種制度の適正運用に努めた。
2. 職業訓練に関する情報提供
地域雇用創造協議会において就職説明会を開催し、求職者と企業のマッチングを図った。また、求職者のスキルアップを目的としたセミナーを開催し就職促進を支援した。更に、地域ナレッジ型情報サイト「るーくる」にハローワークの求人情報を掲載し、情報提供に努めた。
日向市就職説明会の開催(年3回) 参加者125人
3. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についての広報・啓発
「日向ひまわりフォーラム」(講演会)の開催
平成28年4月の女性活躍推進法完全施行に伴い、法の浸透と就業環境の整備及びワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的に、その主旨をテーマとした講演会を開催した。
開催日: 11月1日 参加者70人
演 題: 「ありそうで、なかった」発想が誰かを救うきっかけに
～何度も折れそうになった自分を支えた女性のチカラ～
講 師 太田彩子さん(一般社団法人 営業部女子課の会 代表理事)
4. 企業者への情報提供
平成29年1月に、日向市産業支援センター「ひむか-Biz」が開設され、事業経営や起業についての相談を数多く受け付け、支援を行った。相談者延べ356人
また、創業支援事業を行っている商工会議所や商工会、政策金融公庫、ひむか-Bizとで月1回の創業会議を開催し、より良い支援ができるような体制を整えており、創業支援事務所が行う相談窓口やセミナーなどの情報を提供し合い、周知に努めた。
5. 就労環境の整備
日向市役所でも、女性活躍推進法の施行に伴う特定事業主行動計画を策定した。
6. 男性の育児・介護休業制度利用促進
国の地域少子化対策強化事業を活用して「日向市子育てガイドブック」を作成し、男女の育児休業制度を紹介した。
7. 平成29年3月策定の「第5次日向市男女共同参画プラン」に含む形で「女性活躍推進法の施行に伴う日向市推進計画」を策定した。

【評価】

1. 平成29年1月に開設された「ひむか・Biz」の相談者が、3か月で356人という数値から、産業支援を必要とするニーズの高まりが伺える。本施設と市及び関係機関との支援体制を充実させていくことにより、相談者や起業者にとって活動の選択肢が広がるなど、多様な働き方が促進されることを期待したい。
2. 地域雇用創造協議会を中心に、就職説明会やスキルアップセミナーを開催し、就労、職域拡大のための情報提供に努めていることは、多様な働き方を促し、ワーク・ライフ・バランスの推進にもつながる。商工担当課と男女共同参画担当課、関係諸機関との連携を今後も図りながら、広報・啓発に向けて取り組んでいくことが重要である。

2 今後の方向性・検討事項

1. 平成29年1月に「ひむか・Biz」が開設され、関係団体と連携し、積極的な支援を行っている。起業相談者の中には女性の方も多く、社会進出への意欲を感じている。一方、地域雇用創造協議会による就職者説明会では、企業によっては説明を聞く側が女性のみ・男性のみという偏りが見られたことが今後の課題である（商工港湾課）。
2. 今後も引き続き各種セミナーを実施していけるよう、国へ事業の申請を行い関係機関と連携を図りながら、情報提供に努めていく（商工港湾課）。
3. 市広報紙、HPなどを活用した広報に取り組む（こども課）。
4. 商工担当課と連携した企業経営者への広報・啓発に努め、男女間の格差改善に向けて必要な情報提供等を積極的に行う（地域コミュニティ課）。

(7) 多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備

(第4次日向市男女共同参画プラン P29～P31)

少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態の多様化が進んでいます。これには、就業形態の多様化が深く関わっており、中でも、厳しい雇用環境に置かれやすい、ひとり親家庭や障がいのある人等が、経済的なことも含め、安定した生活が送れるよう対応が求められています。

本市では、男女共同参画社会の形成に向けて求められる生活形態・家族形態の多様化に対応する環境の整備に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 子育て支援の拠点整備

・地域子育て支援センター事業（日向保育園に委託）

子育て家庭の支援活動の企画・調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安についての相談指導及び子育てサークルへの支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行った。

・つどいの広場事業（商工会館1階にてNPO法人こども遊センターが実施）

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（おおむね3歳未満）が気軽に集い、相互交流を図る場を提供した。

・ファミリーサポートセンター事業（商工会館1階にてNPO法人こども遊センターが実施）

子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者が会員登録し、相互援助活動を行った。おたすけ会員養成講座4回実施、会員交流会2回実施。

・児童館事業

市内2か所に開設（日知屋児童センター、大王谷児童館）。

2. 地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備

放課後子ども教室

教室数：7教室（平岩小学校1、細島小学校1、塩見小学校1、美々津小学校1

寺迫小学校1、東郷小学校2）利用者177人

男性サポーターが女子児童への対応に苦慮することがあり、女性サポーターを同時に配置することにより、対応の仕方を学ぶことができた。

3. 外国人居住者などへの支援

日向市国際交流まちづくり推進協議会と連携し、地域交流・情報提供の機会を増やした。

・国際交流イベント（4回）①そば打ちDE国際交流 ②国際交流運動会

③おしゃべりDE国際交流 ④外国人学生交流事業

・楽しい英会話教室 初級（昼）、初級（夜）、上級（参加者92人）

・オール日向祭り（地域と市民活動フェスタ）において、国際理解を図るための発表・展示

・防災に関する情報など、市ホームページの英語翻訳を順次更新中

4. 高齢者の自立した生活を支えるサービスの充実及び公共施設のバリアフリー化の推進

・高齢者住宅の改修

・市営住宅の改修

5. 多様な生活形態を支援する広報・啓発の促進

障害者週間において講演会等を実施し、障がいへの理解について啓発を行った。

・12月3日～9日 障がい者支援施設・障がい者団体等による作品・活動紹介展示

・12月3日 日向市の難病対策についてみんなで考えよう！

・ 12月4日 盲導犬利用者による講演会、手話教室

・ 12月5日 おはなしサロン

障がいのある人が多様な福祉サービスに関する情報を的確に入手し、主体的にサービスを選択できるように、「障がい者福祉のてびき」の改訂を行った。

【評価】

1. 子育て中の方の多様なニーズに対応するため、幅広い形で子育て支援の充実が図られていることは評価できる。
2. 高齢者世帯や障がい者世帯など、多様な生活形態を支援する体制の整備が図られている。
3. 市ホームページを活用して、防災に関する情報を英語で発信したことは、外国人居住者が安心して日常生活を送れるための取組として評価できる。また、様々な国際交流イベントを通して、外国人居住者との地域ぐるみの交流・支援が図られている。

2 今後の方向性・検討事項

1. 制度上の男女差はないが、利用される方は大部分が母親である。今後は、事業の周知を通して父親の子育て参加を促す（こども課）。
2. 制度への認知度がまだ低いので、引き続き介護支援専門員や住宅改修業者を通じて周知を図る（高齢者あんしん課）。
3. 日向市公営住宅長寿命化計画に沿って、高齢者住宅住戸改善事業を実施する（建築住宅課）。
4. 今後も、新たな多文化共生、理解を図る事業を推進するとともに、市内在住外国人を中心としたネットワークの構築を進めていく（地域コミュニティ課）。

(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(第4次日向日市男女共同参画プラン P32～P33)

多様化する地域課題の解決に向けて、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に、女性のみならず、多様な立場の市民の声を反映していくことが必要です。そのためには、政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることが大変有効な手段です。

本市では、意識改革や人材育成を図り、政策・方針決定過程に多様な立場の人の意志が反映されるよう、より一層の女性の参画の拡大に取り組みました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 審議会等における女性の参画の拡大

女性の公職参加状況（女性登用率）

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 審議会等 | 23.8% | 22.7% | 24.0% | 22.9% | 25.9% |
| 市役所の係長職以上に占める女性の割合 | 18.9% | 19.7% | 19.1% | 20.0% | 19.8% |

農業委員会・・・委員28人中2人が女性（登用率7.1%）

2. 農業関係審議会等における女性参画の推進

農地と担い手の解決のために集落ごとに作成する「人・農地プラン」の日向日市検討会では、委員13人中5人を女性（うち女性農業者4人）とし、女性の意見が反映できるよう努めた。

5. 女性認定農業者の育成

平成28年度は、日向日市が認定した認定農業者39人のうち、女性認定農業者は3人であった。（平成27年度は、28人中0人）

6. 行政に関する情報公開の徹底

新庁舎の建設に当たって、市民の新庁舎への関心が少しでも高まり、市民が主役となって利活用してもらうために、ハード整備と並行して市民参画型のソフト施策を展開した。

○新庁舎建設工事市民見学会 開催日：7月31日／建設現場／参加者 約100人

○新庁舎着工記念公開対談 開催日：11月5日／市中央公民館／参加者約420人

○小学生や高齢者学級等を対象とした現場見学や出前講座の実施

○日向日市役所建設応援団 夢たまりの設立（公募によるメンバー31人中、女性11人）

【評価】

1. 審議会等への女性登用率は、前年度より3ポイント増の25.9%であったことは評価できる。関係各課で委員選任の状況を把握した成果だと思われる。

一方、市役所の係長職以上に占める女性の割合は0.2ポイント減となった。女性活躍推進法に基づく「日向日市特定事業主行動計画」においての目標値でもあるため、今後の推移を引き続き注視していく必要がある。

2. 新庁舎建設に当たって、様々なソフト事業の展開や市民への情報提供を通して、男女を問わず市民が積極的に行政への参画を促す機会を提供できていることは評価できる。

2 今後の方向性・検討事項

1. 各審議会等に女性参画が難しい要因を把握し、具体的な解決策を各課と検討し、引き続き女性参画を進めていく（地域コミュニティ課）。
2. 毎月開催される農業委員会定例総会、毎年1回の県外視察研修及び女性農業委員が活躍できる機会があれば積極的に参画してもらうよう積極的に働き掛けていく（農業委員会）。
3. 家族経営協定を結ぶことで、女性も農業経営に参画することになるため、認定農業者の経営改善計画の申請の際には、家族経営協定を推進していく（農業畜産課）。
4. 本体建設工事の最終年度となる平成29年度は、これまでに引き続き、工事進捗状況や各種催しの案内など、市民への情報提供を、市ホームページや市広報紙にて積極的に図るとともに、「工事市民見学会」を開催するなど、市民が新庁舎により関心をもてるようなソフト施策を継続して実施していく（新庁舎建設課）。

(9) 男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進

(第4次日向市男女共同参画プラン P34～P35)

本市では、社会・経済情勢の変化に伴い、多様化する地域課題の解決に向けて、多様な個人・主体との協働による地域づくりを進めています。

性別にかかわらず一人ひとりの人権の尊重・男女の人権の尊重を基盤とする男女共同参画の視点に立った協働による地域づくり、また、様々な地域課題の解決を目指す多様な市民活動の促進を図りました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進
 - ・防災会議委員の改選に当たり、女性団体の検討や役職の緩和（団体の長に限らず、副長など）を行うことで、女性の委員を2人任命した。
 - ・地域防災計画に基づき、各避難所に配置する市職員については、男女双方の配置に配慮した。
 - ・備蓄計画を策定するに当たり、女性や乳幼児、高齢者など様々な立場の人、一人ひとりに配慮した物資の備蓄となるよう計画した。
2. 市民活動団体リーダー養成事業
 - ひまわり基金事業リーダー養成事業
 - 公益的な市民活動を担う人財や地域づくりの中心的存在として活躍できる人財を育成するために、「ひまわり塾」及び「日向ドラゴンアカデミー」の人財育成事業を実施した。
3. 地域交流への参加促進
 - 区加入促進の取組
 - 地域活動への参加のきっかけづくりと地域コミュニティの構築を目的に、自治会（区）加入促進活動に取り組んだ。
4. 観光ボランティアガイドの養成
 - 観光客に本市独自の魅力を感じてもらえるよう、観光ボランティアガイドの育成に取り組んだ。
 - また、観光ボランティアの育成と会員のスキルアップのための養成講座を開催し、おもてなしの醸成による観光客のリピーター化などに役立つガイドを目指した。
 - ・九州観光ボランティアガイド研修会への参加（鹿児島県）男2人、女1人、計3人
 - ・外国語おもてなし研修（英語）（日向岬）男6人、女6人、計12人
 - ・大御神社実地研修（大御神社）男6人、女6人、計12人
 - ・新人ガイドを対象とした実地研修（日向市内）男5人、女5人、計10人
5. 子どもを見守るための地域の連携・活動の推進
 - コミュニティスクールや学校支援地域本部事業を活用して、地域の人材を生かした教育活動を展開している。また、キャリア教育支援センターが進めている「よのなか教室」の中で、地域の人材を生かした教育活動を行った。
6. 消防団の充実
 - 全国的に消防団員の減少が問題になる中、女性消防団員の数は増加しており、その活躍が多岐にわたって期待されている。平成29年2月11日に延岡市で行われた宮崎県女性消防団活性化大会にも女性消防団員12人が参加した。（昨年度参加者数5人）

【評価】

1. 様々な形で男女が地域の対等な構成員として尊重され、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保された取組が行われている。
2. 防災会議委員の改選に当たり、女性委員を加え、女性の視点からの検討も行ったことは、男女共同参画の視点を盛り込んだ良い事例であると評価できる。
3. 学校と地域が連携したキャリア教育を推進する取組により、地域全体で子どもたちを見守り育む体制づくりが促進されている。

2 今後の方向性・検討事項

1. 委員選考に当たっては、各団体の長に依頼を行っているが、各団体の長に男性が多いことから、委員の多くが男性ばかりとなってしまう。その中で、長に限定するのではなく副長も選考に入れることで、前回までと同じ2人の女性を委員に任命できた。しかし、40人いる委員中まだ2人であるため、今後女性の割合を増やしていくことが課題である（防災推進課）。
2. 平成28年度もボランティアガイド入会希望者を募集し、観光客の求めるニーズに対応できるガイドの養成講習会等を実施して観光客に喜ばれるガイドを目指すとともに、会員同士がお互いに自己研鑽しながらスキルアップを図ってきた。会員数も30人（対前年+9人）男10人、女20人と増加しており、今後とも、本市を訪れる観光客の満足度の向上を図るため、先進地視察や研修を男女協力して楽しく実施していく（観光交流課）。
3. キャリア教育推進事業に取り組み、地域や企業と連携して児童生徒の育成を図る（学校教育課）。
4. 男性消防団員を確保することが厳しい中、各部で男性団員と同等に活動を期待する女性消防団員を確保しており、部の活性化につながってきている。各部に所属している女性団員は、男性団員と同じ活動（災害・訓練等）を行なっているが、女性消防部については、出動が訓練大会、式典等に限られており、今後は、それ以外での活躍の場を構築していく必要がある（消防本部）。

(10) 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

(第4次日向市男女共同参画プラン P36～P37)

第4次男女共同参画プランの施策を着実に推進するために、行政・市民・事業者等が一体となって、協働による推進体制のより一層の整備に取り組み、また、国・県・近隣自治体・関係機関等との協力体制を強化し、研修機会の充実や啓発活動を展開しました。

1. 主な施策の取組状況と評価

【主な実績】

1. 「第4次日向市男女共同参画プラン」の進行管理
 - ・関係課による内部評価（平成27年度施策実施状況報告書の提出）
 - ・日向市男女共同参画行政推進会議幹事会及び推進会議による内部評価
 - ・日向市男女共同参画推進審議会での外部評価
 - ・「第4次日向市男女共同参画プラン」関連事業平成27年度施策実施状況報告書の公表
 2. 「第5次日向市男女共同参画プラン」の策定
 - ・市民意識調査の実施 ※平成27年10月～11月
 - ・ワーキンググループ会議（6月から12月にかけて計7回）
 - ・男女共同参画行政推進会議（計2回）
 - 第1回：7月4日、第2回：平成29年1月19日
 - ・プラン策定委員会（計4回）
 - 第1回：7月14日、第2回：10月19日、第3回：11月22日
 - 第4回：平成29年1月26日
 - ・男女共同参画推進審議会（計2回）
 - 第1回：7月14日、第2回：平成29年2月3日（諮問）
 - ・パブリックコメント募集 平成29年2月7日～2月24日
 - ・プラン策定について審議会からの答申：平成29年2月27日
- ※7月14日は、審議会、プラン策定委員会、ワーキンググループ会議の合同研修会として開催

【評価】

1. 第4次男女共同参画プランの施策の事業評価結果を各課へフィードバックさせることで、次年度の取組改善につながるが、プラン最終年度にあたる今年度の担当課評価は必ずしも向上していない状況にある。職員間での共通理解を図る上でも、担当課による適切な進行管理が求められるため、今後も継続して研修等を行うなど、男女共同参画の推進に取り組む必要がある。
2. 第5次男女共同参画プランの推進に向けて、第4次プランの検証と活用が求められる。

2 今後の方向性・検討事項

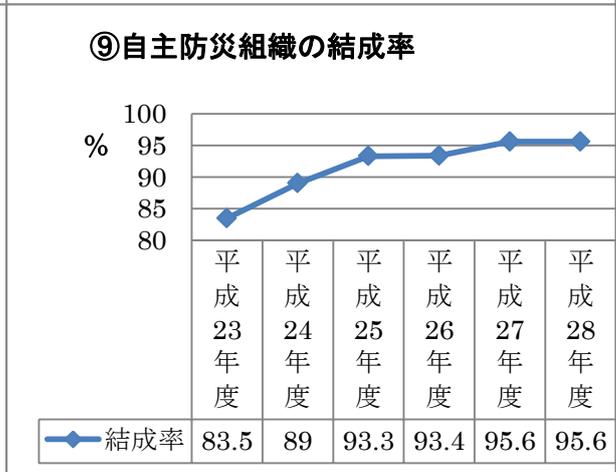
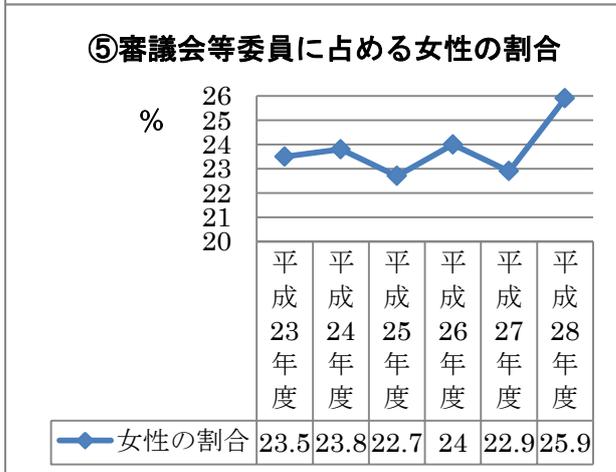
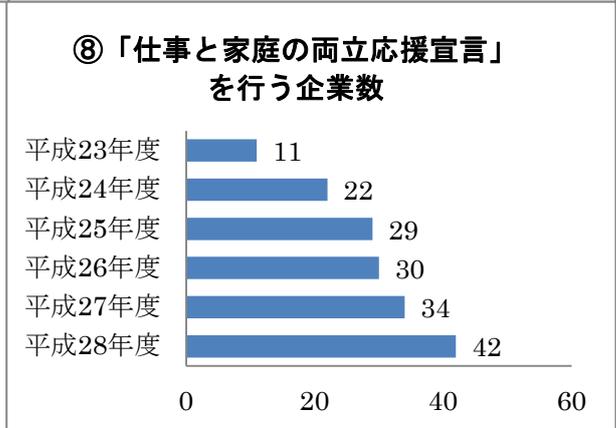
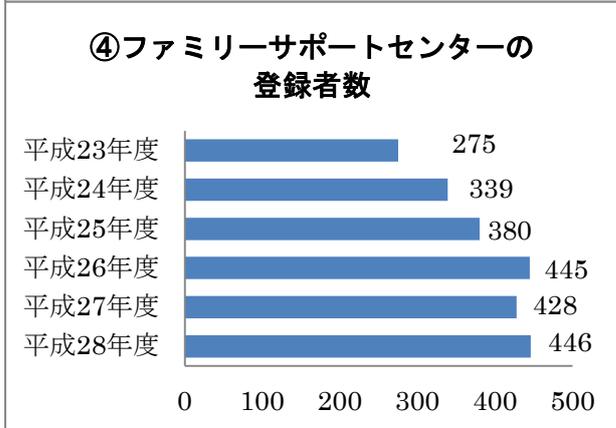
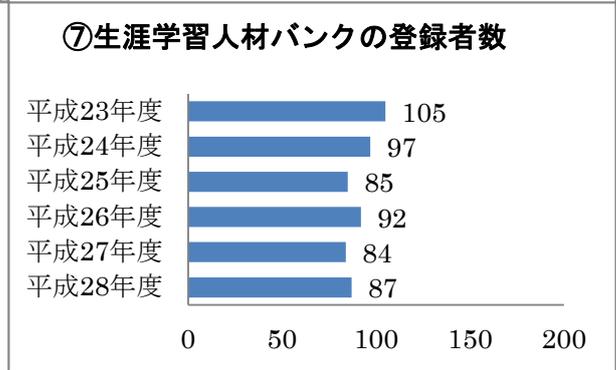
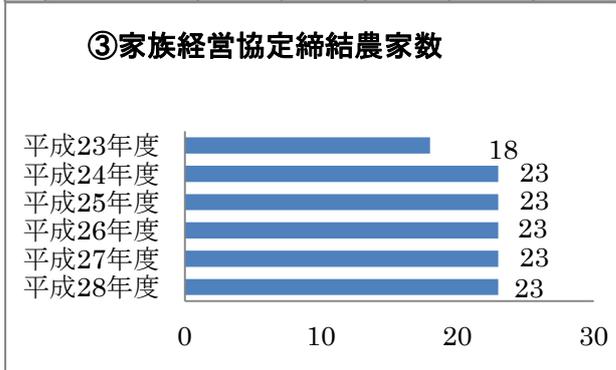
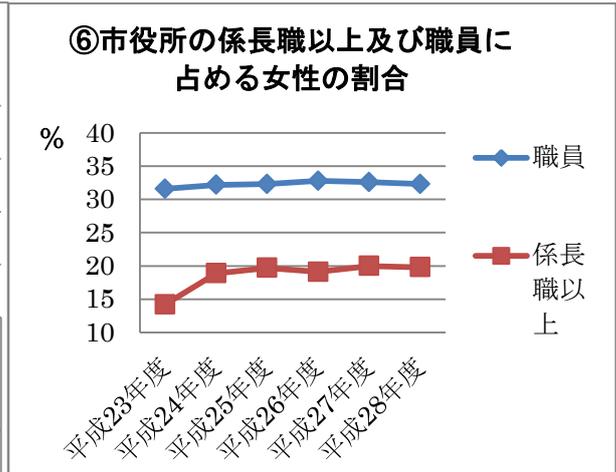
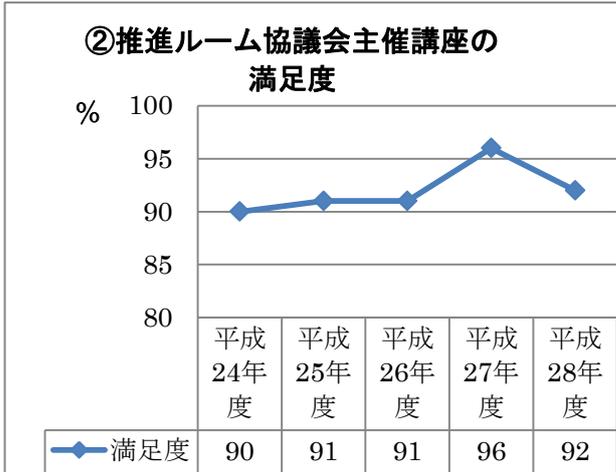
1. 5年に一度のプラン改定に伴い、会議を通して、管理職が男女共同参画の視点について情報共有できた。今後も関係課間の調整に努め、施策の効果的推進を図っていく（地域コミュニティ課）。
2. 職員の意識を向上させるため、新しく策定した第5次日向市男女共同参画プランに基づき、各担当課が着実な推進を図れるような進行管理に努めていく（地域コミュニティ課）。

8 関連施策・事業の数値目標

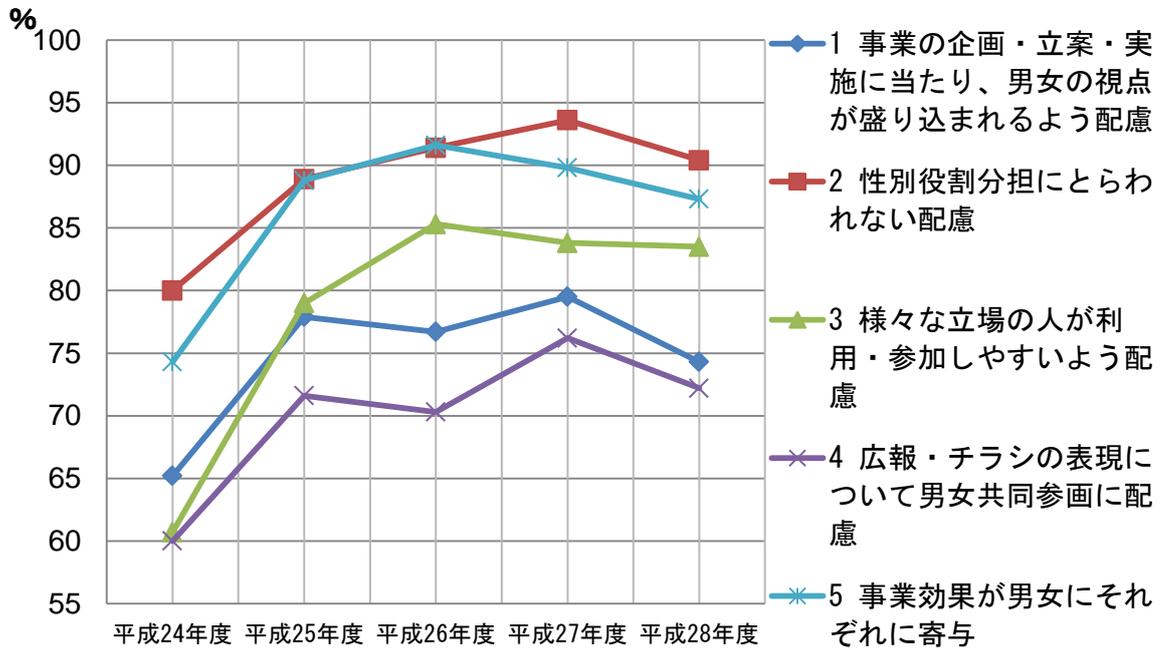
| 項目 | 現状 (平成23年度) プラン作成時 | 平成24 年度 | 平成25 年度 | 平成26 年度 | 平成27 年度 | 平成28 年度 | 目標 値 【平成 28年 度】 |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|
| ①固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考えにとらわれない人の割合） | 47.4% (平成22年度) | — (調査実施無) | — (調査実施無) | — (調査実施無) | 50.5% (平成27年度) | — (調査実施無) | 60% |
| ②日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会主催講座の満足度 | — | 90% | 91% | 91% | 96% | 92% | 80% |
| ③家族経営協定 *締結農家数 | 18戸 | 23戸 | 23戸 | 23戸 | 23戸 | 23戸 | 22戸 |
| ④ファミリーサポートセンターの登録者数 | 275人 | 339人 | 380人 | 445人 | 428人 | 446人 | 400人 |
| ⑤審議会等委員に占める女性の割合 | 23.5% | 23.8% | 22.7% | 24.0% | 22.9% | 25.9% | 40% |
| ⑥市役所の係長職以上に占める女性の割合 市役所の係長職以上の男女比 (市役所職員の男女比) | 男：女 85.8%：14.2% (68.4%：31.6%) | 男：女 81.1%：18.9% (67.8%：32.2%) | 男：女 80.3%：19.7% (67.7%：32.3%) | 男：女 80.9%：19.1% (67.2%：32.8%) | 男：女 80.0%：20.0% (67.4%：32.6%) | 男：女 80.2%：19.8% (67.7%：32.3%) | 20% |
| ⑦生涯学習人材バンクの登録者数 | 105人 | 97人 | 85人 | 92人 | 84人 | 87人 | 200人 |
| ⑧「仕事と家庭の両立応援宣言」*を行う企業数 | 11社 | 22社 | 29社 | 30社 | 34社 | 42社 | 30社 |
| ⑨自主防災組織の結成率 | 83.5% | 89.01% | 93.3% | 93.4% | 95.6% | 95.6% | 100% |

* 家族経営協定：農業に従事する家族構成員が対等に経営に参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。

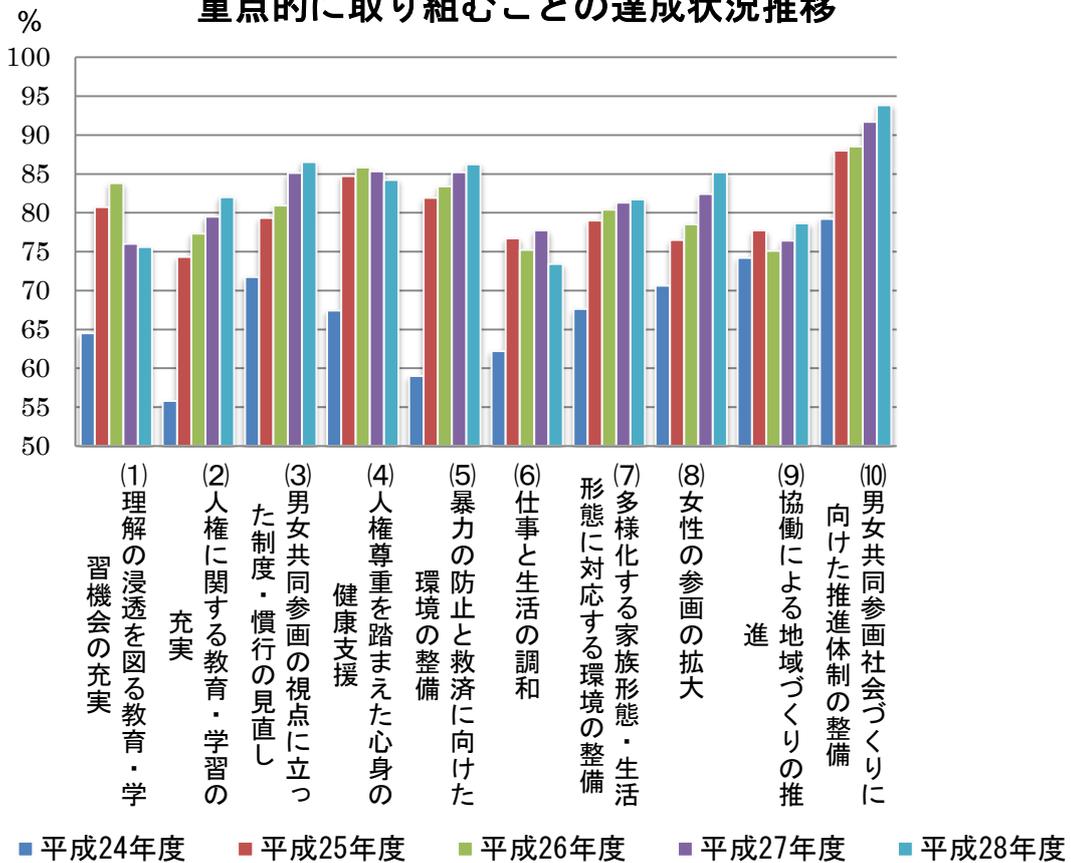
* 「仕事と家庭の両立応援宣言」：企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。宣言企業・事業所の登録及び宣言書の交付は県が行う。



男女共同参画の視点での評価の達成度の推移（チェック項目ごと）



重点的に取り組むことの達成状況推移



9 総合評価

本市では、性別にかかわらず、その能力と個性を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成24年3月に「第4次日向市男女共同参画プラン」を策定し、プランに沿った各事業を実施してきており、平成28年度が最終年度になりました。

プランの推進に当たっては、男女共同参画社会の促進に直接的に影響を及ぼす事業だけではなく、間接的に影響を及ぼす事業についても、施策の策定・実施に当たり「男女共同参画の視点での配慮」を行うことにより、本来の事業成果を得るとともに、男女共同参画社会の形成も促進することが期待できます。このことを踏まえ、事業実施担当課が、「男女共同参画の視点」に立った事業の評価、見直し、改善につなげていくことが重要となります。

こうした視点を踏まえ、事業実施担当課で「チェックポイント5項目」に沿って行った評価（4ページ掲載）は、全体的に昨年度と同等又は低い結果となりました。これは、事業に携わる当事者の評価の視点が、前年度以上に厳しかったことも要因の一つとして考えられます。

しかし、プラン策定年度から比較すると、全項目の達成状況は向上しており、「男女共同参画の視点」に立った事業実施の必要性は職員間で浸透してきていると言えます。中でも、「2 性別役割分担にとらわれない配慮」面では9割を超えており、プランの2番目の基本目標である『性別にかかわらず多様な生き方の選択を可能にする生活環境の充実』については、おおむね達成できたと評価できます。

また、体系別の事業評価（5ページ掲載）では、達成率がおおむね8割となっています。実績では、各種事業の実施や計画策定等において「男女共同参画の視点」に立ち、工夫・配慮することで、市民にとってより有益な事業になっている事例も見られます。

全体的には、昨年度同様に事業の達成度も上昇しており、職員の意識も着実に向上しています。本評価を踏まえた上で、今後は、平成29年3月に策定した「第5次日向市男女共同参画プラン」の推進に向けて、庁内全体で男女共同参画意識を持って各種事業に取り組んでいく必要があります。

次に、プランの数値目標については、目標値に近づいている項目がほとんどですが、「審議会等委員に占める女性の割合」については目標数値から離れている現状にあります。全国的に見ても、「宮崎県内の市町村審議会等における女性委員の割合」は低い傾向にあり、政策・方針決定過程においての女性の参画を進める具体的対策を講じていく必要があります。

一方、ワーク・ライフ・バランスの到達度指標である、「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数は、平成23年度の11社から目標である30社を超え、42社となっており、「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備のための積極的な取組が見られました。

以上のように、全体的に目標数値に近づいていますが、今後のプラン推進に向け、特に取組を進めていく必要がある課題には、次のものが挙げられます。

まず（1）男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実です。

各種啓発講座や啓発は実施しているものの、学校や団体への研修及び女性リーダー養成に関する実績が十分でなかったため、達成率が伸びませんでした。開催時期や周知方法等を研究し、改善を進めていく必要があります。

次に（6）「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実です。

「ワーク・ライフ・バランス」を可能にする就業環境の整備については、啓発や情報提供を行っているものの、事業者への働き掛けがまだ十分でないと感じられる状況にあります。

一方で、創業支援施設での就労支援体制の整備に向けて、関係機関間での積極的な推進が行われ、市民への情報発信が行われてきていますので、業種にかかわらず様々な分野での連携が図られるよう、担当課間の情報共有を行っていく必要があります。

最後に（９）男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進です。

地域生活の場面において、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く存在します。また、平成２７年度に実施した市民意識調査の結果においても、固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え）に捕らわれない人の割合は目標値に達していません。そういった状況の中、誰もが地域を支える一員であることを認識し、慣習やしきたりに左右されない、男女が共に個性と能力を発揮できるような地域づくりを推進することが求められます。

平成２８年４月には女性活躍推進法が完全施行され、持続可能で活力ある地域社会を維持していくためには、女性の活躍を推進するだけでなく、男性の働き方・暮らし方の見直しにも注目して行く必要があります。

このような状況から、性別にかかわらず、全ての人が人権を尊重され、多様な生き方や個性が発揮できる男性にも女性にも暮らしやすく働きやすい「男女共同参画社会」の実現を目指して、行政と市民、事業所、各関係機関が一体となった取組を推進していくことが、今後ますます重要になっています。